

香芝市告示第137号

香芝市国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱を次のように定める。

令和6年12月2日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、特別な事情もなく、規則第27条の4の4の規定による取組を実施してなお国民健康保険料（以下「保険料」という。）を滞納している世帯主（以下「滞納世帯主」という。）及び当該世帯に属する被保険者（滞納世帯主を除く。以下「滞納世帯被保険者」という。）に対する法第54条の3第1項に規定する療養の給付等（以下「療養の給付等」という。）に代えて行う特別療養費の支給及びその他の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(特別療養費の支給に係る措置)

第2条 市長は、法第54条の3第1項の規定により滞納世帯主に対して特別療養費を支給しようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定による弁明の機会の付与のため、当該滞納世帯主に対し、弁明の機会の付与通知書（第1号様式）を送付するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後、期限までに弁明がないとき、又は弁明をもってしても、予定されている処分が正当であると認められるときは、法第54条の3第3項の規定により、滞納世帯主に対し、特別療養費の支給に係る事前通知書（第2号様式）を送付するものとする。

3 市長は、特に必要と認めるときは、法第54条の3第2項の規定により特別療養費を支給することができる。この場合における法第54条の3第3項の規定による通知の方法は、前2項の規定を準用する。

4 市長は、前2項の規定により通知する場合で、滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が資格確認書の交付を受けているときは、規則第27条の5の2第1項及び第2項の規定により、滞納世帯主に対し、資格確認書返還通知書（第3号様式）により通知し、その返還を求めるものとする。

5 前項の規定により返還を求めた資格確認書が返還されることなく規則第7条の2第4項の規定により無効となったときは、当該資格確認書は返還され

たものとみなす。

- 6 市長は、第4項の規定により資格確認書が返還されたとき（前項の規定により資格確認書が返還されたものとみなしたときも含む。）は、滞納世帯主に対し、規則第27条の5の2第4項の規定による資格確認書を交付するものとする。

（適用除外）

第3条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する滞納世帯主又は滞納世帯被保険者については、特別療養費の支給に係る措置を講じず、療養の給付等を行うものとする。

- (1) 令第28条の6に規定する特別の事情がある滞納世帯主
- (2) 法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。以下同じ。）を受けることができる滞納世帯主又は滞納世帯被保険者
- (3) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある滞納世帯主又は滞納世帯被保険者

（特別療養費の支給に係る措置の解除）

第4条 市長は、特別療養費の支給に係る措置を受ける滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、療養の給付等に係る事前通知書（第4号様式）により滞納世帯主にあらかじめ通知した上で、その措置を解除し、療養の給付等を行うものとする。

- (1) 滞納している保険料を完納したとき、又はその額が著しく減少したことを市長が認めたとき。
- (2) 第3条第1号又は第2号に該当することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により特別療養費の支給に係る措置を解除する場合において、解除の対象となる滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が規則第27条の5の2第4項の規定による資格確認書の交付を受けているときは、規則第7条の2第1項及び第3項の規定により、資格確認書を更新するものとする。

（特別の事情に関する届出）

第5条 規則第27条の5の4第1項及び第2項に規定する届書は、国民健康保険料の滞納に係る特別事情届出書（第5号様式）とする。

- 2 市長は、規則第27条の5の4第3項の規定により、前項に規定する届書に、特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。

（原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出）

第6条 規則第27条の5の5第1項及び第2項に規定する届書は、原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書（第6号様式）とする。

2 前項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書（第6号様式）には、当該届出に係る被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを証する書類を添付しなければならない。

（特別療養費の支給に係る措置の更新）

第7条 特別療養費の支給に係る措置を受ける滞納世帯主又は滞納世帯被保険者は、資格確認書における有効期間内において、第4条第1項各号のいずれにも該当しないときは、引き続き特別療養費の支給に係る措置を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により特別療養費の支給に係る措置を更新しようとするときは、あらかじめ、滞納世帯主に対し、特別療養費の支給に係る更新通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（世帯員の異動）

第8条 市長は、世帯の合併又は分離、世帯主変更等により、世帯員の異動又は世帯構成の変動があった場合は、納付義務者である世帯主の状況により、特別療養費の支給に係る措置又はその措置の解除について判断するものとする。

（特別療養費の支給申請）

第9条 滞納世帯主は、特別療養費の支給を受けようとするときは、治療に要した費用に係る医療機関等の領収書等の証拠書類を添えて、特別療養費支給申請書により申請しなければならない。

（保険給付の一時差止め）

第10条 市長は、法第63条の2第1項の規定により、1年6月が経過するまでの間に、保険料納付の勧奨等を行ってもなお滞納世帯主が当該保険料を納付しない場合は、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 市長は、法第63条の2第2項の規定により、1年6月が経過しない場合においても、保険料納付の勧奨等を行ってもなお滞納世帯主が当該保険料を納付しない場合は、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 前2項の規定により、保険給付の支払の一時差止めをするときは、保険給付の支払の一時差止通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（保険給付の支払の一時差止めの解除）

第11条 保険給付の支払の一時差止めの措置を解除する場合においては、第

4条の規定を準用する。

(保険給付の額からの滞納保険料の控除)

第12条 市長は、法第63条の2第3項の規定により、保険給付の支払の一時差止めに係る保険給付の額から当該滞納している保険料額を控除することができる。

2 市長は、前項の規定により保険給付の額から保険料の滞納額を控除するときは、滞納世帯主に対し、保険給付額からの滞納国民健康保険料の控除通知書（第9号様式）により、あらかじめ通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定による通知をする場合において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定に該当するときは、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に資格証明書の交付を受けている滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が、その有効期間内において第4条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、第7条第1項及び第2項の規定を準用し、当該滞納世帯主又は滞納世帯被保険者が法第36条第3項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、施行規則第27条の5の2第4項の規定による資格確認書を交付するものとする。

4 令和6年12月2日から同年12月31日までの間にあっては、第1号様式及び第7号様式中「香芝市健康福祉部国保医療課」とあるのは「香芝市健康部保険料収納課」と読み替えるものとする。

第1号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



弁明の機会の付与通知書

あなたには、滞納している国民健康保険料を納付するよう再三督促しているところですが、国民健康保険法施行令で定める特別の事情の届出もなく、いまだ国民健康保険料を滞納しています。

つきましては、国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項の規定に基づく特別療養費の支給に先立ち、行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与します。

- 1 弁明の件名
国民健康保険料の滞納について
- 2 予定される不利益処分の内容
療養の給付等に代えて、特別療養費を支給すること。
- 3 処分の根拠となる法令の条項
国民健康保険法第54条の3 第1項 ・ 第2項
- 4 不利益処分の原因となる事実
- 5 弁明書の提出先
香芝市健康福祉部国保医療課
- 6 弁明書の提出期限 年 月 日（ ）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



特別療養費の支給に係る事前通知書

国民健康保険法第 5 4 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付から、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第 3 項の規定により、あらかじめ通知します。

記

1 被保険者（特別療養費の支給対象者）

住所	氏名	生年月日

2 日付

年 月 日

以 上

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、奈良県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

第3号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



資格確認書返還通知書

あなたには、滞納している国民健康保険料を納付するよう再三督促しているところですが、国民健康保険法施行令で定める特別の事情の届出もなく、いまだ納付されていないので、国民健康保険法施行規則第27条の5の2の規定に基づき、次のとおり資格確認書の返還を求めます。

1 返還期日 年 月 日

2 返還場所

3 持参物品

4 返還を求める理由

5 返還後の措置

第 号
年 月 日

様

香芝市長



療養の給付等に係る事前通知書

国民健康保険法第 5 4 条の 3 第 4 項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付から、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第 5 項の規定により、あらかじめ通知します。

記

1 被保険者（療養の給付等を行う対象者）

住所	氏名	生年月日

2 日付

年 月 日

以 上

第5号様式（第5条関係）

国民健康保険料の滞納に係る特別事情届出書

年 月 日

香芝市長

住所氏名	氏名	住所	備考
住	氏	所	

次のとおり国民健康保険料を納付することができない事情について届け出ます。

世帯主	住所	
	氏名	
個 人 番 号		
電 話 番 号		
被 保 険 者 記 号 ・ 番 号		

国民健康保険料を納付することができない特別の事情は、次のとおりです。
(該当する番号に○を付け、具体的な内容について記載してください。)

1. 財産につき災害を受け、又は盗難にあった。
2. 家族が病気にかかり、又は負傷した。
3. 事業を廃止し、又は休止した。
4. 事業につき著しい損失を受けた。
5. 1～4に類する事由があった。

〔具体的な内容〕

第 6 号様式（第 6 条関係）

原爆一般疾病医療費の支給等に係る届出書

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名

次のとおり原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を届け出ます。

世帯主	住 所		
	氏 名		
電 話 番 号			
被 保 険 者 記 号 ・ 番 号			
原爆一 般疾病 医療費 の支給 等を受 けるこ とがで きる者	1	住 所	
		氏 名	
		個 人 番 号	
		医療費の支給等の 名 称	
	2	住 所	
		氏 名	
		個 人 番 号	
		医療費の支給等の 名 称	
	3	住 所	
		氏 名	
		個 人 番 号	
		医療費の支給等の 名 称	

第 号
年 月 日

様

香芝市長



特別療養費の支給に係る更新通知書

あなたには、滞納している国民健康保険料を納付するよう再三督促しているところですが、いまだ納付されていないので、現在、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給しています。

このまま国民健康保険料を納付せず滞納が続く場合は、引き続き特別療養費を支給することになります。また、あなたが受けることができる保険給付が発生し、その支給を申請した場合であっても、国民健康保険法第63条の2第1項又は第2項の規定に基づき、当該保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることになります。

滞納している国民健康保険料を納付した等の場合には、特別療養費の支給の措置を解除します。また、都合により一度に納付することが困難な場合は、その相談等のため、 年 月 日までに香芝市健康福祉部 国保医療課窓口へお越しく下さい。

第 年 月 号
日

様

香芝市長



保険給付の支払の一時差止通知書

あなたは、特別の事情がないにもかかわらず、
を続け、納期限から 1 年 6 月が経過しましたので、
の滞納を続けておられますので、
3 条の 2

第 1 項
第 2 項

の規定により、
年 月 日以降に申

国民健康保険料の滞納
長期間国民健康保険料
国民健康保険法第 6

請（請求）される保険給付につきましては、その支払を一時差し止めます。
また、このまま更に滞納を続けられますと、一時差止めを行っている保険
給付の額から滞納している国民健康保険料に相当する額又はその額以内の額
を控除することになります。
なお、今回の保険給付の支払の一時差止めの原因となる国民健康保険料額
の滞納額の内容は、次のとおりです。

保険給付の支払の一時差止めの原因となる国民健康保険料額の滞納額の内
容（督促手数料は除く。）

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の
翌日から起算して 3 月以内に、奈良県国民健康保険審査会に対して審査請求
をすることができます。なお、この処分の日から起算して 1 年を経過
すると審査請求をすることができなくなります。

第 号
年 月 日

様

香芝市長



保険給付額からの滞納国民健康保険料の控除通知書

あなたには、滞納している国民健康保険料を納付するよう再三督促しているところですが、いまだ納付されていないので、国民健康保険法第 6 3 条の 2 第 3 項の規定により、一時差止めに係る保険給付の額から、次のとおり滞納している国民健康保険料を控除しますので、あらかじめ通知します。

区分	金額
一時差止めしている保険給付の額（A）	円
上記から控除する滞納している国民健康保険料額（B）	円
滞納額控除後の一時差止めしている保険給付の額（A－B）	円

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、奈良県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。